

令和2年4月2日

各位

愛知県印刷工業組合  
担当副理事長 木村吉伸  
労務・新人教育委員長 堀裕史  
(事務局 TEL : 052-962-5771 / 担当: 伊東)

令和2年度前期

**【鉛・有機溶剤・特定化学物質取扱者健康診断(特殊健診)】ご案内**

労働安全衛生法において、鉛・有機溶剤・特定化学物質の取扱者に対して【事業主は原則として、雇入れ時、当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回】定期的に、それぞれ特別の健康診断(特殊健診)を実施しなければならない。と義務付けられています。

愛知県印刷工業組合では、組合員企業所属の該当者様に「特殊健診」を継続して受診していただくため、半年に一度ご案内をしています。

次頁以降に記載の化学物質を使用されている事業所におかれましては、該当する従業員様の受診を必ず実施されますようお願いください。

なお、検査項目、検査内容等につきましては、健診機関へお問合わせください。

**【組合がご案内する健診機関】**

※貴社特定の健診機関がない場合は、下記機関をご利用ください。

※検査料は別紙をご参照ください。

➤ (一社)オリエンタル労働衛生協会 (担当: 徳永様)

名古屋市千種区今池 1-8-4 TEL 052-732-2200 / FAX 052-733-7100

※上記の機関を利用されます場合は、別紙1「特殊健診受診申込書」に必要事項をご記入の上、直接FAXでお申込みください。

※実施日時、場所につきましては、健診機関と貴社とで調整してご決定ください。

※有機溶剤取扱者健康診断の「基本健診」受診にあたっては、別紙1②の表2の下に、使用されている有機溶剤(表3に記載の番号)を必ずご記入ください。

(注) 平成26年11月1日の特定化学物質障害予防規則(特化則)の改正により「有機溶剤取扱者健康診断」の対象物質であった指定有機溶剤のうち、下記の10物質が「特定化学物質健康診断(特化則検査)」の対象物質に変更されていますので、検査内容がこれまでと異なります。

よって、検査料も変更になっていますのでご承知おきください。(別紙1②「表4」参照)

特化則検査項目に変更された物質名	
テトラクロルエチレン(パークレン)(別名:パークロルエチレン)	スチレン(スチロール)
トリクロルエチレン(トリクレン)	クロロホルム
1,4-ジオキサン(別名:二塩化メチレン)	四塩化炭素
1,2-ジクロルエタン(別名:二塩化エチレン)	ジクロルメタン
1,1,2,2-テトラクロルエタン(別名:四塩化アセチレン)	メチルイソブチルケトン



別紙1②

(愛知県印刷工業組合)

特殊健診受診申込書 (令和2年度前期)

2/2

◆表2	有機溶剤基本健診のみの受診者	2,000 円(消費税別)	人
-----	----------------	---------------	---

\*基本健診受診にあたり、ご使用の有機溶剤名を「表3」に記載の番号でご記入ください。

※お使いの有機溶剤名については各メーカーへお尋ねいただくか、またはMSDS (データシート) 及び前回の個人票をご確認ください。

◆表3 有機溶剤取扱者健康診断「基本健診のみ」の対象物質 (検査料: 2,000 円/人 ※消費税別)

種別	基本健診有機溶剤名		
第2種	1. アセトン	2. イソブチルアルコール (IBA)	3. エチルエーテル
	4. イソプロピルアルコール (IPA)	5. イソペンチルアルコール (別名: イソアミルアルコール)	
	6. 酢酸イソブチル	7. 酢酸イソプロピル	8. 酢酸エチル (酢エチ)
	9. 酢酸イソペンチル (別名: 酢酸イソアミル)		10. シクロヘキサノール
	11. シクロヘキサノン (アノン)	12. テトラヒドロフラン (THF)	
	13. 1-ブタノール (n-ブタノール)	14. 2-ブタノール (イソブタ)	15. 酢酸プロピル
	16. メタノール (メチルアルコール)	17. メチルエチルケトン (MEK)	18. 酢酸ブチル (酢ブチ)
	19. メチルシクロヘキサノール	20. メチルシクロヘキサノン	21. 酢酸メチル (酢メチ)
	22. メチルブチルケトン (MBK)	23. 酢酸ペンチル (別名: 酢酸アミル)	
	第3種	※以下については、タンク内 (例: 地下室、窓を開けていない屋内作業場等) における業務に適用されます。	
25. ガソリン		26. コールタールナフサ (ソルベントナフサを含む)	
27. 石油エーテル		28. 石油ナフサ	29. 石油ベンジン (灯油、石油、白ガソリンを含む)
30. テレピン油		31. ミネラルスピリット (ミネラルシンナー等を含む)	

◆表4 特定化学物質健康診断の対象物質名と検査料 (円/人 ※消費税別)

物質名	検査料	受診人数	受診者姓名 (全員を記入)
スチレン (スチロール)	5,000 円	人	
ジクロロメタン (別名: 二塩化メチレン)	3,000 円	人	
メチルイソブチルケトン	2,000 円	人	
トリクロロエチレン (トリクレン)	6,000 円	人	
1,4-ジオキサン	3,000 円	人	
クロロホルム	3,000 円	人	
四塩化炭素	3,000 円	人	
1,2-ジクロロエタン (別名: 二塩化エチレン)	3,000 円	人	
テトラクロロエチレン (パークレン) (別名: パークロールエチレン)	6,000 円	人	
1,1,2,2-テトラクロロエタン (別名: 四塩化アセチレン)	3,000 円	人	

◆その他

【健診実施にあたって都合が悪い日】 .....

以上